

旭川市政における公正な職務の執行の確保等に関する条例の運用状況について

旭川市政における公正な職務の執行の確保等に関する条例第26条の規定により、この条例の運用状況を次のとおり公表します（対象期間 平成24年4月1日～9月30日）。

1 職員の法令遵守の状況

道路交通法違反（5件）

・スピード違反

30km/h以上40km/h未満 2件

40km/h以上50km/h未満 1件

・人身事故

相手方に頸椎捻挫の傷害を与えたもの 2件

その他（1件）

・公用車の車検更新手続きを怠ったもの 1件

2 公益通報の実績

(1) 受付件数 1件

(2) 処理状況 公益通報としての要件を満たしていなかったため、調査は行わなかった。

3 不当要求行為

報告件数 0件

4 旭川市公正職務審査会

(1) 開催回数 1回

(2) 会議内容 公益通報に係る審査等